



# 宮 崎 県 公 報

平成27年3月20日（金曜日）号外 第11号

発 行 宮 崎 県  
 印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
 K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
 購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

## 目 次

条 例	頁	
○宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………（病院局） 2		条例……………（教育庁） 10
○市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例……………（教育庁） 2		○宮崎県教育委員会の組織に関する条例……………（ " ） 11
○宮崎県教育関係職員定数条例の一部を改正する		○教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例……………（ " ） 11
		○地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例……………（県警本部） 12
		○警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例……………（ " ） 12

## 本号で公布された条例のあらまし

- ◎ 宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第23号）
  - 1 改正の理由及び主な内容  
県立病院の分娩料の上限額に関して、所要の改正をすることとしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、平成27年7月1日から施行することとしました。
- ◎ 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第24号）
  - 1 改正の理由及び主な内容  
人事委員会勧告、義務教育費国庫負担金の見直し等を踏まえ、市町村立学校職員の給与改定等を行うため、所要の改正を行うこととしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例（条例第25号）
  - 1 改正の理由及び主な内容  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県教育委員会の組織に関する条例（条例第26号）
  - 1 改正の理由及び主な内容  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、宮崎県教育委員会の委員の定数を定める条例を全部改正し、宮崎県教育委員会の組織に関する条例とすることとしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第27号）
  - 1 改正の理由及び主な内容  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例（条例第28号）

- 1 改正の理由及び主な内容  
治安情勢に的確に対応することを目的として、警察官の定員を増やすため、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日  
この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

◎ 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第29号）

- 1 改正の理由及び主な内容  
運転免許試験手数料等の見直し及び自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に係る手数料を定めたことに伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日  
この条例は、一部の規定を除き、平成27年4月1日から施行することとしました。

条 例

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第23号

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年宮崎県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第2（第6条関係）			別表第2（第6条関係）		
料 金 等	単 位	金 額	料 金 等	単 位	金 額
[略]			[略]		
3 分娩料	1児につき	<u>18万円</u> を超えない範囲内において管理者が定める額	3 分娩料	1児につき	<u>20万円</u> を超えない範囲内において管理者が定める額
[略]			[略]		
[略]			[略]		

附 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第24号

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

（市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正）

第1条 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（特殊勤務手当）	（特殊勤務手当）
第4条 [略]	第4条 [略]
2・3 [略]	2・3 [略]
4 教員特殊業務手当は、小学校又は中学校に所属する副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭又は講師で職務の級が教育職給料表の1級、2級又は特2級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める程度に及ぶときに支給する。	4 教員特殊業務手当は、小学校又は中学校に所属する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭又は講師が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める程度に及ぶときに支給する。
（1）・（2） [略]	（1）・（2） [略]
（3） 教育委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は勤務時間等条例第	（3） 教育委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は勤務時間等条例第

2条第5項及び第7項の規定に基づく週休日（以下「週休日」という。）、同条例第3条において県立学校職員の例によることとされる職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号）第4条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日（同条例第4条の2第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。第5条の2第1項において「休日等」という。）若しくは第6条において県立学校職員の例によることとされる職員の給与に関する条例第6条の8後段の人事委員会規則で定める日（以下これらを「週休日等」という。）に行うもの

(4) [略]

5 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次に掲げる額とする。

(1) 前項第1号アの業務 6,400円（被害が特に甚大な非常災害（教育委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）

(2) 前項第1号イ及びウの業務 6,000円

(3) 前項第2号の業務 3,400円

(4) 前項第3号の業務 3,400円

(5) 前項第4号の業務 2,400円

6・7 [略]

（管理職員特別勤務手当）

第5条の2 第3条の3第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

（退職手当）

第8条 職員の退職手当（死亡一時金を含む。）については、県立学校職員の例による。

別表を次のように改める。

2条第5項及び第7項の規定に基づく週休日（以下「週休日」という。）、勤務時間等条例第3条において県立学校職員の例によることとされる職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号）第4条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日（同条例第4条の2第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。）若しくは第6条において県立学校職員の例によることとされる職員の給与に関する条例第6条の8後段の人事委員会規則で定める日（以下これらを「週休日等」という。）に行うもの

(4) [略]

5 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次に掲げる額とする。

(1) 前項第1号アの業務 8,000円（被害が特に甚大な非常災害（教育委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）

(2) 前項第1号イ及びウの業務 7,500円

(3) 前項第2号の業務 4,250円

(4) 前項第3号の業務 4,250円

(5) 前項第4号の業務 3,000円

6・7 [略]

（管理職員特別勤務手当）

第5条の2 第3条の3第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員（次項において「対象職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、対象職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（退職手当）

第8条 職員の退職手当については、県立学校職員の例による。

別表 教育職給料表(第3条関係)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,900	166,700	255,300	284,800	404,400
	2	152,400	168,800	257,800	287,500	405,900
	3	153,900	170,900	260,200	290,400	407,400
	4	155,400	173,100	262,700	293,100	408,900
	5	157,100	175,100	265,300	295,700	410,300
	6	159,000	177,300	267,700	298,100	411,700
	7	160,800	179,500	270,000	300,600	413,200
	8	162,600	181,700	272,300	303,200	414,800
	9	164,400	184,000	274,800	305,700	416,200
	10	166,500	186,800	277,200	308,500	417,600
	11	168,500	189,500	279,600	311,300	419,000
	12	170,500	192,200	282,000	314,200	420,300
	13	172,500	195,100	284,500	316,800	421,600
	14	174,700	196,800	286,600	319,000	423,000
	15	176,900	198,400	288,700	321,200	424,400
	16	179,100	200,100	290,900	323,500	425,800
	17	181,400	201,900	293,100	325,800	427,000
	18	184,000	203,600	295,800	328,000	428,300
	19	186,500	205,300	298,400	330,300	429,500
	20	189,000	206,900	301,100	332,500	430,800
	21	191,500	208,700	303,600	334,800	431,900
	22	193,200	210,600	306,300	337,000	433,100
	23	194,900	212,500	308,800	339,300	434,400
	24	196,600	214,400	311,500	341,600	435,700
	25	198,100	216,100	314,200	343,700	437,000
	26	199,700	218,100	316,500	345,500	438,200
	27	201,300	220,100	318,900	347,400	439,200
	28	202,800	222,100	321,200	349,300	440,300
	29	204,500	224,000	323,500	351,200	441,500
	30	206,200	226,700	325,500	353,000	442,300
	31	207,900	229,400	327,700	354,700	443,100
	32	209,600	232,100	329,900	356,600	444,000
	33	211,100	234,700	332,000	358,300	444,900
	34	212,800	237,500	334,100	360,000	445,400
	35	214,500	240,100	336,200	361,700	445,900
	36	216,200	242,800	338,200	363,500	446,400
	37	217,700	245,400	340,300	365,400	446,900
	38	219,400	247,900	342,200	366,900	447,400
	39	221,100	250,400	344,200	368,500	447,900
	40	222,800	252,900	346,100	370,100	448,400
	41	224,400	255,600	348,000	371,400	448,900
	42	226,100	258,000	349,800	372,800	
	43	227,700	260,300	351,600	374,300	
	44	229,300	262,600	353,300	375,800	
	45	231,000	264,900	355,100	377,300	
	46	232,500	267,200	356,800	378,900	
	47	234,000	269,400	358,400	380,500	
	48	235,400	271,600	360,000	382,000	

	49	237,000	274,000	361,400	383,400
	50	238,400	276,000	362,900	384,900
	51	240,000	278,100	364,600	386,400
	52	241,200	280,200	366,200	387,800
	53	242,500	282,200	367,700	389,000
	54	244,000	284,800	369,200	390,300
	55	245,300	287,200	370,700	391,400
	56	246,600	289,700	372,200	392,500
	57	248,000	291,900	373,700	394,000
	58	249,200	294,500	375,100	395,200
	59	250,400	297,000	376,500	396,400
	60	251,700	299,700	377,800	397,700
再任用	61	253,100	302,100	378,700	398,900
職員以	62	254,500	304,500	379,900	399,900
外の職	63	255,800	307,000	381,100	401,300
員	64	256,800	309,400	382,200	402,600
	65	257,800	311,800	383,200	403,800
	66	259,300	314,000	384,400	404,900
	67	260,900	316,100	385,400	406,100
	68	262,400	318,300	386,500	407,200
	69	264,000	320,600	387,700	408,200
	70	265,500	322,700	388,700	409,400
	71	267,000	324,900	389,800	410,600
	72	268,500	326,900	391,000	411,800
	73	269,700	329,100	392,000	412,400
	74	270,900	331,200	393,100	413,200
	75	272,200	333,400	394,200	413,900
	76	273,500	335,600	395,300	414,400
	77	274,900	337,400	396,200	414,700
	78	276,000	339,300	397,100	415,100
	79	277,200	341,200	398,100	415,500
	80	278,400	343,000	399,100	415,900
	81	279,700	344,800	399,900	416,200
	82	280,700	346,600	400,700	416,600
	83	281,900	348,300	401,400	417,000
	84	283,100	350,100	402,200	417,300
	85	284,100	351,500	402,900	417,600
	86	285,000	353,100	403,700	418,000
	87	286,000	354,800	404,400	418,400
	88	287,000	356,300	405,100	418,700
	89	288,100	357,700	405,700	419,000
	90	289,000	359,000	406,400	419,300
	91	289,900	360,400	406,900	419,600
	92	290,800	361,800	407,600	419,800
	93	291,300	363,300	408,000	420,000
	94	292,000	364,600	408,400	
	95	292,800	365,900	408,700	
	96	293,600	367,100	409,000	
	97	294,400	368,100	409,300	
	98	295,200	369,100	409,600	
	99	296,000	370,100	409,900	
	100	296,700	371,100	410,100	

101	297,600	372,000	410,300
102	298,100	373,000	410,600
103	298,600	374,000	410,900
104	299,100	375,000	411,100
105	299,300	375,800	411,300
106	299,700	376,700	411,600
107	300,000	377,600	411,900
108	300,200	378,600	412,100
109	300,400	379,400	412,300
110	300,600	380,400	412,600
111	300,900	381,400	412,900
112	301,200	382,400	413,100
113	301,400	383,000	413,300
114	301,600	383,900	413,600
115	301,800	384,800	413,900
116	302,100	385,700	414,100
117	302,400	386,500	414,300
118	302,700	387,200	
119	303,000	388,000	
120	303,300	388,800	
121	303,400	389,400	
122	303,600	390,200	
123	303,900	390,900	
124	304,200	391,600	
125	304,400	392,200	
126		392,900	
127		393,400	
128		394,000	
129		394,700	
130		395,300	
131		395,800	
132		396,300	
133		396,600	
134		396,900	
135		397,200	
136		397,500	
137		397,800	
138		398,100	
139		398,400	
140		398,700	
141		399,000	
142		399,300	
143		399,600	
144		399,900	
145		400,100	
146		400,400	
147		400,700	
148		400,900	
149		401,100	
150		401,400	
151		401,700	
152		401,900	

	153		402,100			
	154		402,400			
	155		402,700			
	156		402,900			
	157		403,100			
再任用 職員		222,900	268,800	295,800	322,100	402,900

- 備考 (1) この表は、中学校又は小学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。



（県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第 2 条 県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和34年宮崎県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第 5 条 教員特殊業務手当は、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に所属する副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で職務の級が給与条例別表第 3 イの特 2 級、<u>2 級又は 1 級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</u></p> <p>（1）～（5） [略]</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき、次に掲げる額とする。</p> <p>（1）前項第 1 号アの業務 <u>6,400円</u>（被害が特に甚大な非常災害（教育委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその 100分の 100に相当する額を加算した額）</p> <p>（2）前項第 1 号イ及びウの業務 <u>6,000円</u></p> <p>（3）前項第 2 号の業務 <u>3,400円</u></p> <p>（4）前項第 3 号の業務 <u>3,400円</u></p> <p>（5）前項第 4 号の業務 <u>2,400円</u></p> <p>（6） [略]</p>	<p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第 5 条 教員特殊業務手当は、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に所属する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>（1）～（5） [略]</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき、次に掲げる額とする。</p> <p>（1）前項第 1 号アの業務 <u>8,000円</u>（被害が特に甚大な非常災害（教育委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその 100分の 100に相当する額を加算した額）</p> <p>（2）前項第 1 号イ及びウの業務 <u>7,500円</u></p> <p>（3）前項第 2 号の業務 <u>4,250円</u></p> <p>（4）前項第 3 号の業務 <u>4,250円</u></p> <p>（5）前項第 4 号の業務 <u>3,000円</u></p> <p>（6） [略]</p>

（市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 3 条 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年宮崎県条例第88号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>（号給の切替え）</p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下「市町村立学校職員給与等条例」という。）別表の給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）、受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。</p> <p>（給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>6 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年宮崎県条例第49号。以下この項において「平成21年改正条例」という。）の施行の日において<u>次の各号に掲げる職員である者</u>にあっては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成33年 3 月31日までの間（以下「支給期間」という。）、給料月額のほか、その差額に相当する額（市町村立学校職員給与等条例附則第13項の規定により読み替えて適用される職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職</p>	<p>附 則</p> <p>（号給の切替え）</p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下「市町村立学校職員給与等条例」という。）別表の給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）、受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて<u>附則別表第 1</u>に定める号給とする。</p> <p>（給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>6 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年宮崎県条例第49号。<u>附則別表第 2</u>において「平成21年改正条例」という。）の施行の日において<u>同表の左欄に掲げる職員である者</u>にあっては、当該給料月額に、<u>同欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。</u>）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成33年 3 月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（市町村立学校職員給与等条例附則第13項の規定により読み替えて適用される職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）附則第13項の規定により給与が減ぜ</p>



員にあっては、当該額に 100分の99を乗じて得た額) から、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にあっては、2,000円を、平成27年4月1日以降にあっては平成26年4月1日から給料の支給日までの期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)に1を加えた数に2,000円を乗じて得た額を減じた額(零を上回るものに限る。)(以下「減額後の差額相当額」という。)を給料として支給する。

(1) 平成21年改正条例附則第2項の規定により読み替えて適用する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年宮崎県条例第47号)附則第2項第1号に規定する減額対象職員 100分の99.1

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の 99.34

7 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

8 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。ただし、平成19年4月1日、平成20年4月1日又は平成21年4月1日に単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年宮崎県条例第28号)の適用を受ける職員から職員の給与に関する条例の適用を受ける職員となった後において、市町村立学校職員給与等条例の適用を受ける職員となった者のうち人事委員会規則で定めるものについては、前2項の規定にかかわらず、支給期間の満了後であっても人事委員会規則で定める期間、給料月額のほか減額後の差額相当額を給料として支給する。この場合において、その者の受ける給料月額と減額後の差額相当額の合計額が、施行日の前日に受けていた給料月額に 100分の99.7を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額)に、100分の99.1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額)を下回らないものとする。

(人事委員会規則への委任)

12 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表 教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

[略]

られて支給される職員にあっては、当該額に 100分の99を乗じて得た額) から附則別表第3の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を減じた額(零を上回るものに限る。)を給料として支給する。

7 前項の規定は、施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(同日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員を除く。)で、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについて準用する。この場合において、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは「人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

8 第6項の規定は、施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員で、任用の事情等を考慮して同項(前項において準用する場合を含む。)の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについて準用する。この場合において、第6項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは「人事委員会規則で定める額」と、「平成33年3月31日までの間」とあるのは「平成33年3月31日までの間(平成19年4月1日以降に単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年宮崎県条例第28号)の適用を受ける職員(以下「現業職員」という。)から職員の給与に関する条例の適用を受ける職員となった後において、市町村立学校職員給与等条例の適用を受ける職員となった者(以下「任命換職員」という。)のうち人事委員会規則で定めるものについては、人事委員会規則で定める期間)」と、「(零を上回るものに限る。)を給料として支給する。」とあるのは「(零を上回るものに限る。)(以下「減額後の差額相当額」という。)を給料として支給する。この場合において、任命換職員に係る平成33年4月1日以降の減額後の差額相当額は、その者が任命換職員となった日の前日に現業職員として受けていた給料月額に 100分の99.7(任命換職員となった日が平成21年4月1日である者には 100分の99)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額)に、100分の99.1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額)とその者の受ける給料月額との差額(零を上回るものに限る。)とする。」と読み替えるものとする。

12 附則第6項から第9項までの規定は、市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年宮崎県条例第24号)附則第3項(同条例附則第4項及び第5項において準用する場合を含む。)の規定による給料が支給される職員には、適用しない。

(人事委員会規則への委任)

13 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表第1 教育職給料表の適用を受ける職員の新号給(附則第2項関係)

[略]

附則別表第 2（附則第 6 項関係）

職 員	割 合
1 平成21年改正条例附則第 2 項の規定により読み替えて適用する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年宮崎県条例第47号）附則第 2 項第 1 号に規定する減額改定対象職員	100分の99.1
2 1の項に掲げる職員以外の職員	100分の 99.34

附則別表第 3（附則第 6 項関係）

期 間	額
	円
平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで	2,000
平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで	4,000
平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで	6,000
平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで	8,000
平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで	10,000
平成31年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日まで	12,000
平成32年 4 月 1 日以降	14,000

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。  
（施行日前の異動者の号給の調整）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準じる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
（給料の切替えに伴う経過措置）
- 3 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、給料月額のほか、その差額に相当する額（市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に 100分の99を乗じて得た額）を給料として支給する。ただし、差額に相当する額が、市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年宮崎県条例第88号）附則第 6 項（同条例附則第 7 項及び第 8 項において準用する場合を含む。）の給料の額に達しない場合は、支給しない。
- 4 前項の規定は、施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（同日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員を除く。）で、前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについて準用する。この場合において、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは、「人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。
- 5 附則第 3 項の規定は、施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員で、任用の事情等を考慮して同項（前項において準用する場合を含む。）の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについて準用する。この場合において、附則第 3 項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは、「人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。
- 6 前 3 項の規定の適用について、部内の他の職員との権衡を失すると認められるときその他特別の事情があるときは、人事委員会と協議の上、必要な調整を行うことができる。
- 7 附則第 3 項（附則第 4 項及び第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年宮崎県条例第24号）附則第 3 項（同条例附則第 4 項及び第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による給料の額との合計額」とする。  
（1） 職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）第 8 条第 5 項（第 8 条の 4 第 4 項において準用する場合を含む。）  
（2） 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年宮崎県条例第47号）第 3 条第 1 項  
（3） 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第 1 号）第 7 条第 4 項  
（人事委員会規則への委任）
- 8 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

宮崎県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例

宮崎県教育関係職員定数条例（昭和57年宮崎県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第21条</u>、第31条第3項及び第41条第1項の規定に基づき、教育委員会事務局等職員、県立学校職員及び市町村立学校県費負担教職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第19条</u>、第31条第3項及び第41条第1項の規定に基づき、教育委員会事務局等職員、県立学校職員及び市町村立学校県費負担教職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項に規定する場合は、この条例による改正後の宮崎県教育関係職員定数条例第1条の規定は適用せず、この条例による改正前の宮崎県教育関係職員定数条例第1条の規定は、なおその効力を有する。

宮崎県教育委員会の組織に関する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県条例第26号

## 宮崎県教育委員会の組織に関する条例

宮崎県教育委員会の委員の定数を定める条例（平成11年宮崎県条例第70号）の全部を改正する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書の規定に基づき、宮崎県教育委員会は、教育長及び5人の委員をもって組織する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する旧教育長が在職する間は、この条例による改正後の宮崎県教育委員会の組織に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県条例第27号

## 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与等に関する条例（平成12年宮崎県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項の規定に基づき</u>、教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 期末手当は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項の規定により失職した者（同法第16条第1号に該当して失職した場合を除く。）</u>、同法第29条の規定により免職された者又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第7条第1項の規定により<u>教育委員会委員を罷免された者（職務上の義務違反その他教育委員会委員たるに適しない非行によ</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 期末手当は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により罷免された者（職務上の義務違反その他教育長たるに適しない非行により罷免された者に限る。）又は法第8条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第87条第1項の規定若しくは法第9条第1項の規定により失職した者（法第4条第</p>

り罷免された者に限る。)には、支給しない。

3 項第 1 号に該当する者を除く。)には、支給しない。

4 [略]

4 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第 2 条第 1 項に規定する旧教育長については、この条例による改正後の教育長の給与等に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第28号

地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

地方警察職員の定員に関する条例（昭和29年宮崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
区	分	定員		区	分	定員	
警 察 官	階 級	[略]		警 察 官	階 級	[略]	
		警 部	183人			警 部	184人
		警 部 補	559人			警 部 補	562人
		巡 査 部 長	579人			巡 査 部 長	581人
		巡 査	597人			巡 査	600人
計		2,008人	計		2,017人		
[略]				[略]			
合 計		2,329人	合 計		2,338人		
[略]				[略]			

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第29号

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

警察関係使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第2（第3条関係）					別表第2（第3条関係）				
手数料	区	分	単位	金額備考	手数料	区	分	単位	金額備考
[略]					[略]				
56 運転	[略]				56 運転	[略]			
免許試験手数料	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験（道交法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合に限る。）	同	4,600円	道交法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	免許試験手数料	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験（道交法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合に限る。）	同	4,400円	道交法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合

			にあっては、 <u>7,700円</u> とする。				にあっては、 <u>7,400円</u> とする。
普通自動車免許に係る試験 (道交法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。)	同	<u>1,800円</u>		普通自動車免許に係る試験 (道交法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。)	同	<u>1,750円</u>	
普通自動車免許に係る試験 (道交法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。)	同	<u>1,900円</u>		普通自動車免許に係る試験 (道交法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。)	同	<u>1,850円</u>	
普通自動車免許に係る試験 (道交法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合に限る。)	[略]		道交法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>3,050円</u> とする。	普通自動車免許に係る試験 (道交法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合に限る。)	[略]		道交法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>3,100円</u> とする。
[略]				[略]			
特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験(道交法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合に限る。)	同	<u>3,050円</u>	道交法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>4,600円</u> とする。	特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験(道交法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合に限る。)	同	<u>2,950円</u>	道交法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>4,500円</u> とする。
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験(道交法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合に限る。)	同	<u>1,900円</u>		小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験(道交法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合に限る。)	同	<u>1,850円</u>	
[略]				[略]			
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験(道交法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合に限る。)	同	<u>4,600円</u>	[略]	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験(道交法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合に限る。)	同	<u>4,550円</u>	[略]
[略]				[略]			
仮運転免許に係る試験(道	同	<u>3,000円</u>	道交法第97	仮運転免許に係る試験(道	同	<u>2,850円</u>	道交法第97



	交法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合に限る。)			条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>4,550円</u> とする。				条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>4,400円</u> とする。	
56の2	大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する道交法第89条第3項の規定による検査	1件につき	<u>3,850円</u>	公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>6,950円</u> とする。	56の2	大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する道交法第89条第3項の規定による検査	1件につき	<u>3,650円</u>	公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>6,650円</u> とする。
	普通自動車仮運転免許を受けている者に対する道交法第89条第3項の規定による検査	同	<u>4,050円</u>	公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>4,900円</u> とする。		普通自動車仮運転免許を受けている者に対する道交法第89条第3項の規定による検査	同	<u>3,850円</u>	公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>4,750円</u> とする。
57	審査手数料	1件につき	<u>1,550円</u>	公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>3,100円</u> とする。	57	審査手数料	1件につき	<u>1,450円</u>	公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>3,000円</u> とする。
[略]					[略]				
59	運転免許証再交付手数料	1件につき	<u>3,600円</u>		59	運転免許証再交付手数料	1件につき	<u>3,500円</u>	
[略]					[略]				
60	技能検定員資格者証交付手数料	1件につき	<u>1,200円</u>		60	技能検定員資格者証交付手数料	1件につき	<u>1,100円</u>	
61	技能検定員審査手数料	1件につき	<u>23,500円</u>	[略]	61	技能検定員審査手数料	1件につき	<u>23,450円</u>	[略]
[略]					[略]				
	大型自動車第二種免許、中	同	<u>21,850円</u>			大型自動車第二種免許、中	同	<u>21,700円</u>	



	型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）					型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）					
62	教習指導員資格者証交付手数料	1 件につき	1,200円			62	教習指導員資格者証交付手数料	1 件につき	1,100円		
63	教習指導員審査手数料	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る道交法第99条の3第4項第1号イの規定による審査（以下「教習指導員審査」という。）	1 件につき	15,000円	[略]	63	教習指導員審査手数料	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る道交法第99条の3第4項第1号イの規定による審査（以下「教習指導員審査」という。）	1 件につき	14,950円	[略]
	[略]						[略]				
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	同	9,450円				特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	同	9,400円		
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）	同	12,850円				大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）	同	12,750円		
64	運転免許再試験手数料	普通自動車免許に係る再試験	[略]	道交法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用し受ける場合においては、2,800円とする。		64	運転免許再試験手数料	普通自動車免許に係る再試験	[略]	道交法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用し受ける場合においては、2,850円とする。	
	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	同	1,700円	道交法第100条の2第2項に規定する大型自			大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	同	1,750円	道交法第100条の2第2項に規定する大型自	

				動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>3,250</u> 円とする。
	原動機付自転車免許に係る再試験	同	<u>1,000</u> 円	
[略]				
66 特定 任意講 習手数 料	一般講習	<u>1人1</u> <u>時間</u> <u>に</u> <u>つき</u>	<u>900</u> 円	
	チャレンジ講習	<u>1件に</u> <u>つき</u>	[略]	
	[略]			
[略]				
68 講習 手数料	道交法第 108条の 2 第 1 項 第 1 号に掲げる講習	<u>1人1</u> <u>時間</u> <u>に</u> <u>つき</u>	<u>700</u> 円	
	道交法第 108条の 2 第 1 項 第 2 号に掲げる講習	同	<u>2,450</u> 円	
	道交法第 108条の 2 第 1 項 第 3 号に掲げる講習	同	<u>2,200</u> 円	
	道交法第 108条の 2 第 1 項 第 4 号に掲げる講習 (大型 自動車免許又は中型自動車 免許に係る講習に限る。)	同	<u>4,700</u> 円	
	[略]			
	道交法第 108条の 2 第 1 項 第 5 号に掲げる講習 (大型 自動二輪車免許に係る講習 に限る。)	同	<u>4,150</u> 円	
	道交法第 108条の 2 第 1 項 第 5 号に掲げる講習 (普通 自動二輪車免許に係る講習 に限る。)	同	<u>4,050</u> 円	
	[略]			
	道交法第 108条の 2 第 1 項 第 7 号に掲げる講習	同	<u>3,150</u> 円	
	道交法第 108条の 2 第 1 項 第 8 号に掲げる講習	同	<u>1,250</u> 円	
	[略]			
	道交法第 108条の 2 第 1 項 第10号に掲げる講習 (普通 自動車免許に係る講習に限	同	<u>2,100</u> 円	
				動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>3,300</u> 円とする。
	原動機付自転車免許に係る再試験	同	<u>1,050</u> 円	
[略]				
66 特定 任意講 習手数 料	一般講習	<u>1件に</u> <u>つき</u>	<u>1,350</u> 円	
	チャレンジ講習	同	[略]	
	[略]			
[略]				
68 講習 手数料	道交法第 108条の 2 第 1 項 第 1 号に掲げる講習	<u>1人1</u> <u>時間</u> <u>に</u> <u>つき</u>	<u>750</u> 円	
	道交法第 108条の 2 第 1 項 第 2 号に掲げる講習	同	<u>2,350</u> 円	
	道交法第 108条の 2 第 1 項 第 3 号に掲げる講習	同	<u>2,100</u> 円	
	道交法第 108条の 2 第 1 項 第 4 号に掲げる講習 (大型 自動車免許又は中型自動車 免許に係る講習に限る。)	同	<u>4,650</u> 円	
	[略]			
	道交法第 108条の 2 第 1 項 第 5 号に掲げる講習 (大型 自動二輪車免許に係る講習 に限る。)	同	<u>4,100</u> 円	
	道交法第 108条の 2 第 1 項 第 5 号に掲げる講習 (普通 自動二輪車免許に係る講習 に限る。)	同	<u>4,000</u> 円	
	[略]			
	道交法第 108条の 2 第 1 項 第 7 号に掲げる講習	同	<u>3,100</u> 円	
	道交法第 108条の 2 第 1 項 第 8 号に掲げる講習	同	<u>1,300</u> 円	
	[略]			
	道交法第 108条の 2 第 1 項 第10号に掲げる講習 (普通 自動車免許に係る講習に限	同	<u>2,050</u> 円	

る。)					る。)				
道交法第 108 条の 2 第 1 項第 10 号に掲げる講習 (大型自動二輪車免許に係る講習に限る。)	同	2,750円			道交法第 108 条の 2 第 1 項第 10 号に掲げる講習 (大型自動二輪車免許に係る講習に限る。)	同	2,700円		
道交法第 108 条の 2 第 1 項第 10 号に掲げる講習 (普通自動二輪車免許に係る講習に限る。)	同	2,600円			道交法第 108 条の 2 第 1 項第 10 号に掲げる講習 (普通自動二輪車免許に係る講習に限る。)	同	2,550円		
道交法第 108 条の 2 第 1 項第 10 号に掲げる講習 (原動機付自転車免許に係る講習に限る。)	同	2,450円			道交法第 108 条の 2 第 1 項第 10 号に掲げる講習 (原動機付自転車免許に係る講習に限る。)	同	2,400円		
道交法第 108 条の 2 第 1 項第 11 号に掲げる講習 (道交法第 92 条の 2 第 1 項の表の備考 1 の 2 に規定する優良運転者に対する講習に限る。)	1 件につき	600円			道交法第 108 条の 2 第 1 項第 11 号に掲げる講習 (道交法第 92 条の 2 第 1 項の表の備考 1 の 2 に規定する優良運転者に対する講習に限る。)	1 件につき	500円		
道交法第 108 条の 2 第 1 項第 11 号に掲げる講習 (道交法第 92 条の 2 第 1 項の表の備考 1 の 3 に規定する一般運転者に対する講習に限る。)	同	950円			道交法第 108 条の 2 第 1 項第 11 号に掲げる講習 (道交法第 92 条の 2 第 1 項の表の備考 1 の 3 に規定する一般運転者に対する講習に限る。)	同	800円		
道交法第 108 条の 2 第 1 項第 11 号に掲げる講習 (道交法第 92 条の 2 第 1 項の表の備考 1 の 4 に規定する違反運転者等に対する講習に限る。)	同	1,500円	当該講習が道路交通法施行令第 43 条第 1 項の規定に基づく国家公安委員会規則で定める道路交通法施行令第 33 条の 7 第 2 項の基準に該当しない者に対する講習にあっては、950円とする。		道交法第 108 条の 2 第 1 項第 11 号に掲げる講習 (道交法第 92 条の 2 第 1 項の表の備考 1 の 4 に規定する違反運転者等に対する講習に限る。)	同	1,350円	当該講習が道路交通法施行令第 43 条第 1 項の規定に基づく国家公安委員会規則で定める道路交通法施行令第 33 条の 7 第 2 項の基準に該当しない者に対する講習にあっては、800円とする。	
道交法第 108 条の 2 第 1 項第 12 号に掲げる講習 (小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習に限る。)	同	5,800円	当該講習が道交法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イ又は第 101 条の 4 第 2 項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合		道交法第 108 条の 2 第 1 項第 12 号に掲げる講習 (小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習に限る。)	同	5,600円	当該講習が道交法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イ又は第 101 条の 4 第 2 項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合	

				にあつては、 <u>5,350円</u> とする。
	道交法第 108条の 2 第 1 項第12号に掲げる講習 (小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習に限る。)	同	<u>2,350円</u>	
	道交法第 108条の 2 第 1 項第13号に掲げる講習	同	<u>13,350円</u>	当該講習が道路交通法施行令第43条第 1 項の規定に基づく国家公安委員会規則で定めるものである場合にあっては、 <u>9,200円</u> とする。
69 通知手数料		1 件につき	<u>850円</u>	
[略]				

付表 1 (技能検定員審査手数料関係)

審査細目	区 分	別表第 2 の金額の欄に定める額から減ずる額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>4,150円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>3,750円</u>
	[略]	
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>7,000円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>6,400円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>2,200円</u>
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>7,800円</u>
3 道交法第 108条の28第 4 項に規定する教則の内容となっている事項	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,100円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>1,850円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>2,100円</u>
4 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,100円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定員	<u>1,850円</u>

				にあつては、 <u>5,200円</u> とする。
	道交法第 108条の 2 第 1 項第12号に掲げる講習 (小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習に限る。)	同	<u>2,250円</u>	
	道交法第 108条の 2 第 1 項第13号に掲げる講習	同	<u>13,200円</u>	当該講習が道路交通法施行令第43条第 1 項の規定に基づく国家公安委員会規則で定めるものである場合にあっては、 <u>9,050円</u> とする。
	道交法第 108条の 2 第 1 項第14号に掲げる講習	1 人 1 時間につき	<u>1,900円</u>	
69 通知手数料		1 件につき	<u>900円</u>	
[略]				

付表 1 (技能検定員審査手数料関係)

審査細目	区 分	別表第 2 の金額の欄に定める額から減ずる額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>4,000円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>3,600円</u>
	[略]	
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>6,700円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>6,100円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>2,100円</u>
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>7,400円</u>
3 道交法第 108条の28第 4 項に規定する教則の内容となっている事項	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,450円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>1,950円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>1,950円</u>
4 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,450円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定員	<u>1,950円</u>

	審査				審査		
	特定第一種運転免許に係る技能検 定員審査	2,100円			特定第一種運転免許に係る技能検 定員審査	1,950円	
5	技能検定の実施 に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免 許に係る技能検定員審査	2,250円	5	技能検定の実施 に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免 許に係る技能検定員審査	2,000円
		普通自動車免許に係る技能検定員 審査	2,000円			普通自動車免許に係る技能検定員 審査	1,950円
		特定第一種運転免許に係る技能検 定員審査	2,250円			特定第一種運転免許に係る技能検 定員審査	2,500円
6	自動車の運転技 能の評価方法に関 する知識	大型自動車免許又は中型自動車免 許に係る技能検定員審査	1,850円	6	自動車の運転技 能の評価方法に関 する知識	大型自動車免許又は中型自動車免 許に係る技能検定員審査	1,750円
		普通自動車免許に係る技能検定員 審査	1,950円			普通自動車免許に係る技能検定員 審査	2,100円
		特定第一種運転免許に係る技能検 定員審査	2,450円			特定第一種運転免許に係る技能検 定員審査	2,550円
		大型自動車第二種免許等に係る技 能検定員審査	3,150円			大型自動車第二種免許等に係る技 能検定員審査	3,700円
7	道路運送法(昭 和26年法律第 183 号)第 2 条第 3 項 に規定する旅客自 動車運送事業及び 自動車運転代行業 法第 2 条第 1 項に 規定する自動車運 転代行業に関する 法令についての知 識	大型自動車第二種免許等に係る技 能検定員審査	2,700円	7	道路運送法(昭 和26年法律第 183 号)第 2 条第 3 項 に規定する旅客自 動車運送事業及び 自動車運転代行業 法第 2 条第 1 項に 規定する自動車運 転代行業に関する 法令についての知 識	大型自動車第二種免許等に係る技 能検定員審査	2,550円
備考				備考			
<p>1 技能検定員審査を受けようとする者が 1 の項及び 2 の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1 の項及び 2 の項の右欄に定めるところによるほか、別表第 2 の 61 の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については 2,950円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については 900円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については 1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については 3,050円を減ずるものとする。</p> <p>2 技能検定員審査を受けようとする者が 3 の項及び 4 の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3 の項及び 4 の項の右欄に定めるところによるほか、別表第 2 の 61 の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については 350円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については 200円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については 350円を減ずるものとする。</p>				<p>1 技能検定員審査を受けようとする者が 1 の項及び 2 の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1 の項及び 2 の項の右欄に定めるところによるほか、別表第 2 の 61 の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については 2,800円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については 850円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については 1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については 3,100円を減ずるものとする。</p> <p>2 技能検定員審査を受けようとする者が 3 の項及び 4 の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3 の項及び 4 の項の右欄に定めるところによるほか、別表第 2 の 61 の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については 550円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については 350円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については 350円を減ずるものとする。</p>			
付表 2 (教習指導員審査手数料関係)				付表 2 (教習指導員審査手数料関係)			
審査細目	区	分	別表第 2 の金額 の欄に定める額 から減ずる額	審査細目	区	分	別表第 2 の金額 の欄に定める額 から減ずる額
1 教習指導員とし て必要な自動車の 運転技能	大型自動車免許及び中型自動車免 許に係る教習指導員審査		4,150円	1 教習指導員とし て必要な自動車の 運転技能	大型自動車免許及び中型自動車免 許に係る教習指導員審査		4,000円
	普通自動車免許に係る教習指導員 審査		3,750円		普通自動車免許に係る教習指導員 審査		3,600円
	[略]				[略]		
	大型自動車第二種免許等に係る教		4,450円		大型自動車第二種免許等に係る教		4,250円

	習指導員審査			習指導員審査	
2 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,450円	2 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,350円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,400円		普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,500円		特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	1,900円		大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,050円
3 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,350円	3 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,300円		普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,200円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,150円		特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,100円
4 道交法第 108 条の 28 第 4 項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,450円	4 道交法第 108 条の 28 第 4 項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,550円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,200円		普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,350円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円		特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,450円	5 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,550円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,200円		普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,350円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円		特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,350円	6 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,400円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,150円		普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,300円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,150円		特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,200円
7 道路運送法第 2 条第 3 項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業法第 2 条第 1 項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,700円	7 道路運送法第 2 条第 3 項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業法第 2 条第 1 項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,550円
備考			備考		
<p>1 教習指導員審査を受けようとする者が 1 の項及び 2 の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1 の項及び 2 の項の右欄に定めるところによるほか、別表第 2 の 63 の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については 3,000円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については 950円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については 1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については 3,050円を減ずるものとする。</p> <p>2 教習指導員審査を受けようとする者が 4 の項及び 5 の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4 の項及び 5 の項の右欄に定めるところによるほか、別表</p>			<p>1 教習指導員審査を受けようとする者が 1 の項及び 2 の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1 の項及び 2 の項の右欄に定めるところによるほか、別表第 2 の 63 の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については 2,850円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については 900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については 1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については 3,150円を減ずるものとする。</p> <p>2 教習指導員審査を受けようとする者が 4 の項及び 5 の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4 の項及び 5 の項の右欄に定めるところによるほか、別表</p>		



第 2 の 63 の 項 金 額 の 欄 に 定 め る 額 から 更 に 大 型 自 動 車 免 許 又 は 中 型 自 動 車 免 許 に 係 る 教 習 指 導 員 審 査 に つ い て は 100 円 を、 普 通 自 動 車 免 許 に 係 る 教 習 指 導 員 審 査 に つ い て は 100 円 を、 特 定 第 一 種 運 転 免 許 に 係 る 教 習 指 導 員 審 査 に つ い て は 50 円 を 減 る ず る も の と す る。

第 2 の 63 の 項 金 額 の 欄 に 定 め る 額 から 更 に 大 型 自 動 車 免 許 又 は 中 型 自 動 車 免 許 に 係 る 教 習 指 導 員 審 査 に つ い て は 250 円 を、 普 通 自 動 車 免 許 に 係 る 教 習 指 導 員 審 査 に つ い て は 100 円 を、 特 定 第 一 種 運 転 免 許 に 係 る 教 習 指 導 員 審 査 に つ い て は 100 円 を 減 る ず る も の と す る。

## 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第2の68の項の改正規定（道交法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を加える部分に限る。）は、同年6月1日から施行する。

